

中国の対外債務の実態と今後の制度改革について

馮 俊（松山大学大学院）

対外債務の利用は、対内直接投資、海外での株式発行、補償貿易などと並んで、外資利用の一つの方式をなすが、日本では、中国の外資利用に関する研究のほとんどが対内直接投資に関わるものであり、対外債務の問題に焦点をあてたものはきわめて少ない。本報告は、中国の対外債務の実態を明らかにした上で、今後の対外債務に関する制度改革の方向を模索しようとするものである。

第1節では、80年代に遡って、中国の対外債務に関する制度の構築はどのようなプロセスを経て行われてきたかをレビューした。その上で、制度構築のプロセスと現行制度の特徴について、①制度構築のプロセスが規制緩和と規制強化という二つの側面を有している、②対外債務の利用が許認可制に基づいている、③管理の方法が対外債務の種類と借入主体によって異なる、という4つの特徴を指摘した。

第2節では、対外債務の実態を考察し、①返済率（DSR：Debt Service Ratio）、②負債率（LR：Liability Ratio）、③債務率（FDR：Foreign Debt Ratio）、④外貨準備残高と短期対外債務残高の比率、という4つの基準に基づいて、中国の対外債務に関わるリスクの評価を試みた。その上で、諸外国の状況と比較し、国際的に見ても、中国の対外債務のリスクはきわめて低いという結論を出した。

第3節では、以上の分析を踏まえ、将来の対外債務管理はどのように実施すべきであろうかについて、①対外債務に関する規制緩和のシーケンスを決定するに当たって、中長期対外債務に関する規制緩和を先行させるべきである、②短期のインパクトローンの解禁については、慎重を期す必要がある、③国際収支の著しい悪化が生じるとき、規制の再強化を一時実施すべきであり、その際規制再強化のポイントを短期対外債務やインパクトローンに置くべきである、という政策提言を行った。